

深谷市物産館内テナント事業者募集要項

深谷市物産館の空きテナントにて営業のできる事業者を募集します。当施設は、深谷市の特産物・物産品の普及を図るとともに来館者の利便性を高めることを目的として設置するものです。

1 使用許可の条件等

業務の運営に必要な施設（今回事業者を募集する空きテナント部分）については、事業者の申請に基づいて行政財産の使用許可を市が行います。使用許可申請の具体的な方法については、選定された事業者にご案内します。

① 使用許可財産

深谷市物産館の一部（深谷市長在家１２８０－１）

② 使用許可場所

深谷市物産館：厨房（１３．６５㎡ 飲食店以外での使用も可能）

飲食店の場合、深谷市物産館内の休憩スペース（１３４㎡）については、飲食スペースとして利用することができます。

③ 使用許可期間

使用を許可する期間は、使用許可日から年度末の３月３１日までとします。

以降は、原則として１年度毎の更新となります。

④ 使用料（年度ごとに使用料変動の可能性あり）

「深谷市行政財産の使用料に関する条例」に基づき算定した額を毎月市へ納付していただきます。

（参考）使用料予定額

深谷市物産館 月額：２６，６００円

⑤ 建物内は禁煙です。

⑥ 事故が発生した場合（食中毒等）の賠償保険に加入すること。

⑦ 建物の性質上、ペット関連業は行うことができません。

2 費用の分担

① 光熱水費

光熱水費（電気・ガス・水道）は出店事業者の負担となります。なお、電気料については毎月、商工振興課から使用料、清掃等費用と共に請求を行います。

② 什器備品に関する費用

テーブル・椅子・ガス設備については、現有設備を出店事業者が無償で貸与します。その他の設備については出店事業者で準備してください。

③ 改装等の費用

テナント内の改装等の費用は、全て出店事業者の負担とします。

④ 清掃等に関する費用（年度ごとに費用変動の可能性あり）

上記使用料の他にテナント屋根部分の清掃、浄化槽の保守点検、グリストラップの清掃費を実費徴収します。（月額：１１，４１１円）

3 営業に関する事項

① 利用対象者数

- ・ 深谷市物産館来客者数 1 日平均 約 1 5 0 人
- ・ 深谷市農産物直売所来客者数 1 日平均 約 6 5 0 人

② 食堂座席数及び平均販売食数

- ・ 食堂座席数
5 0 席
- ・ 1 日平均販売数
約 1 2 0 食

③ 休館日

深谷市物産館の休館日は次のとおりです。原則として、休館日は営業できません。

休館日

年末年始（1 2 月 2 9 日～翌年の 1 月 3 日）

なお、テナントの定休日は各テナントで判断してください。

④ 開館時間

深谷市物産館の開館時間は次のとおりです。原則として、開館時間以外は営業できません。

開館時間

9 時から 1 7 時

なお、テナントの営業時間は各テナントで判断してください。

⑤ 販売価格

利用者に配慮した適正な価格とすること。

⑥ メニュー・販売品目

メニュー・販売品目は自由とします。

ただし、現在営業中のテナントのメニューと競合しないものとする。

⑦ 現在営業中の他テナント

現在営業中の他テナントは、すべて飲食店となっております。

店名	主な取扱いメニュー
バードン（さくらや）	うどん・そば
かぐやひめ	定食（生姜焼き定食、ミックスフライ定食等）

4 応募資格

次の条件に該当することが必要です。

なお、公募時点で適格と認められた場合でも、その後、不適格と認められた場合は、選定対象から除外することや、選定後であっても使用を許可しないことがあります。

- ① 深谷市に営業拠点を置く法人、または深谷市に住所を有する個人であること。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- ③ 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ④ 破産宣告を受けていない、及び破産手続き開始の申し立てをしていないこと。
- ⑤ 良質で安全な製品または飲食物を提供できること。
- ⑥ 飲食店の場合、過去3年以内に食品衛生法にかかる行政処分を受けていないこと。
- ⑦ 飲食店の場合、食品衛生法の営業許可を有していること。
- ⑧ 飲食店の場合、調理師資格または食品衛生責任者資格を有していること。

5 応募及び選定のスケジュール

- ① 募集要項の配布及び受付期間
令和8年8月3日（月）から令和8年8月31日（月）まで
市ホームページにも同様のものを掲載しております。
- ② 審査期間
受付期間終了から1週間程度
※ 書類審査を実施します。必要に応じてヒアリングを実施することがあります。
- ③ 選定結果連絡
受付期間終了から2週間程度
- ④ 応募のための提出書類
 - a 申込書類一式（事業運営申込書及び別紙1～3）
 - b 団体の概要、個人の場合は、履歴書
 - c 登記事項証明、個人の場合は、住民票記載事項証明書 ※3ヶ月以内に取得したもの
 - d 納税証明書（その3）…国税に未納の税額がない事の証明
および、市税に滞納がないことの証明書 ※それぞれ3ヶ月以内に取得したもの
 - e 個人の場合は、本籍地の市町村長が発行する身分証明書 ※3ヶ月以内に取得したもの
 - f 飲食店の場合、調理師免許の写しまたは食品衛生責任者資格者証の写し
 - g その他市長が必要と認める書類※ 申込書類一式については市ホームページよりダウンロードも可能です。
- ⑤ 提出部数
原本とその写し1部、計2部をA4サイズで提出してください。
- ⑥ 留意事項
提出された書類は返却いたしません。また応募に要する費用は、応募者の負担となります。
- ⑦ 提出先
〒366-8501
埼玉県深谷市仲町11-1
深谷市役所 産業振興部 商工振興課 観光物産係

6 審査内容

深谷市内部において、応募書類その他必要な事項を審査のうえ、選定します。

(応募の先着順で決定するものではありません。)

7 選定結果

審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

8 その他

- a 改装部分は、使用許可が取り消された時、または許可期間が満了した時に、出店者の負担により市が指定した期日までに原状回復していただきます。市が原状回復を必要としないと判断した場合はこの限りではありません。(改装部分の工事・撤去期間も使用期間に含みます。)
- b 市からの運営費等の補助はありません。
- c 選定された事業者は、テナント運営について商工振興課と詳細な協議を行うものとします。

9 連絡先

〒366-8501

埼玉県深谷市仲町1-1-1

深谷市役所 産業振興部 商工振興課 観光物産係

電話番号：048-577-3409 (直通)

深谷市物産館 外観



館内



テナント内部 北→南



テナント内部 南→北



深谷市物産館概略図

内訳

物産コーナー	29.81㎡
休憩コーナー	70.22㎡
展示コーナー	34.78㎡
風除室	4.10㎡
前室	8.32㎡
男子トイレ	9.94㎡
女子トイレ	13.94㎡
多目的トイレ	9.94㎡

 使用予定箇所

